

監査公表第12号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査（公民館現地監査）の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成23年9月27日

敦賀市監査委員	安	久	彰
同	橋	本	幸夫
同	宮	崎	則夫

平成 23 年度定期監査（公民館現地監査）の結果報告

1 監査の実施日

平成 23 年 8 月 11 日（木）午前 10 時～

東浦公民館、中郷公民館、東郷公民館

2 監査の対象

各公民館における平成 22 年度の現金の取扱い状況、消耗品の購入状況、備品の管理状況、管理事務の執行状況等

3 監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた調書と各公民館における現地調査により、監査の対象とした項目について、必要に応じ関係職員の説明を聴取し、これらの管理が適正に行われているか否かについて確認を行った。

4 監査の結果

各公民館における平成 22 年度の現金の取扱い状況、消耗品の購入状況、備品の管理状況、管理事務の執行状況等については、おおむね適正に執行されていると認められたが、下記事項については、適切な措置を講じられたい。

（1）公金の取扱いについて

公民館使用料が年度内に納付されていない事例があったので、年度内収納に努めてもらいたい。また、使用料等は公金であるため、収納については、市で定められた領収書を発行願いたい。

(2) 超過勤務について

超過勤務の処理について、各公民館で処理報告が違っていたため、報告書等は統一していただきたい。また、事務局を任されている団体の事務を行うためには、事務分掌の事務内容に明記するよう努めてもらいたい。